

介護サービス事業等を使用する 車両の駐停車について

島根県高齢者福祉課

高齢者関係施設・事業所へのお願い

近年、「デイサービスの送迎車両が通勤時間帯等の混雑時に狭い道に駐停車をすることにより、一般車両の通行の妨げになっている」という苦情が県に複数件寄せられています。

特に住宅地などでは、駐停車のスペースの問題など、様々なご事情があるものと拝察いたしますが、通勤時間帯等の混雑時における駐停車の時間（長さ）や場所、方法など、可能な限りご配慮いただきながら、近隣住民の皆様のご理解を得ることに努めていただきますようお願いいたします。

なお、苦情の内容は主にデイサービスの送迎車両についてのものですが、他のサービスにも関わるものと考えますので、全ての施設・事業所において、ご配慮をいただきますようお願いいたします。